

# 北九州市中小企業

# 融資制度のご案内

令和6年度版



## 融資のご相談・お申込みについて

**各取扱金融機関等** ※窓口で直接お申込みください。

詳細は1、2ページをご覧ください。

## 融資制度の詳細について

北九州市産業経済局中小企業振興課

TEL : 093-873-1433 FAX : 093-873-1434

北九州市 中小企業融資

検索



# 北九州市中小企業融資制度とは

「北九州市中小企業融資制度」とは、市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携して行っている融資制度です。

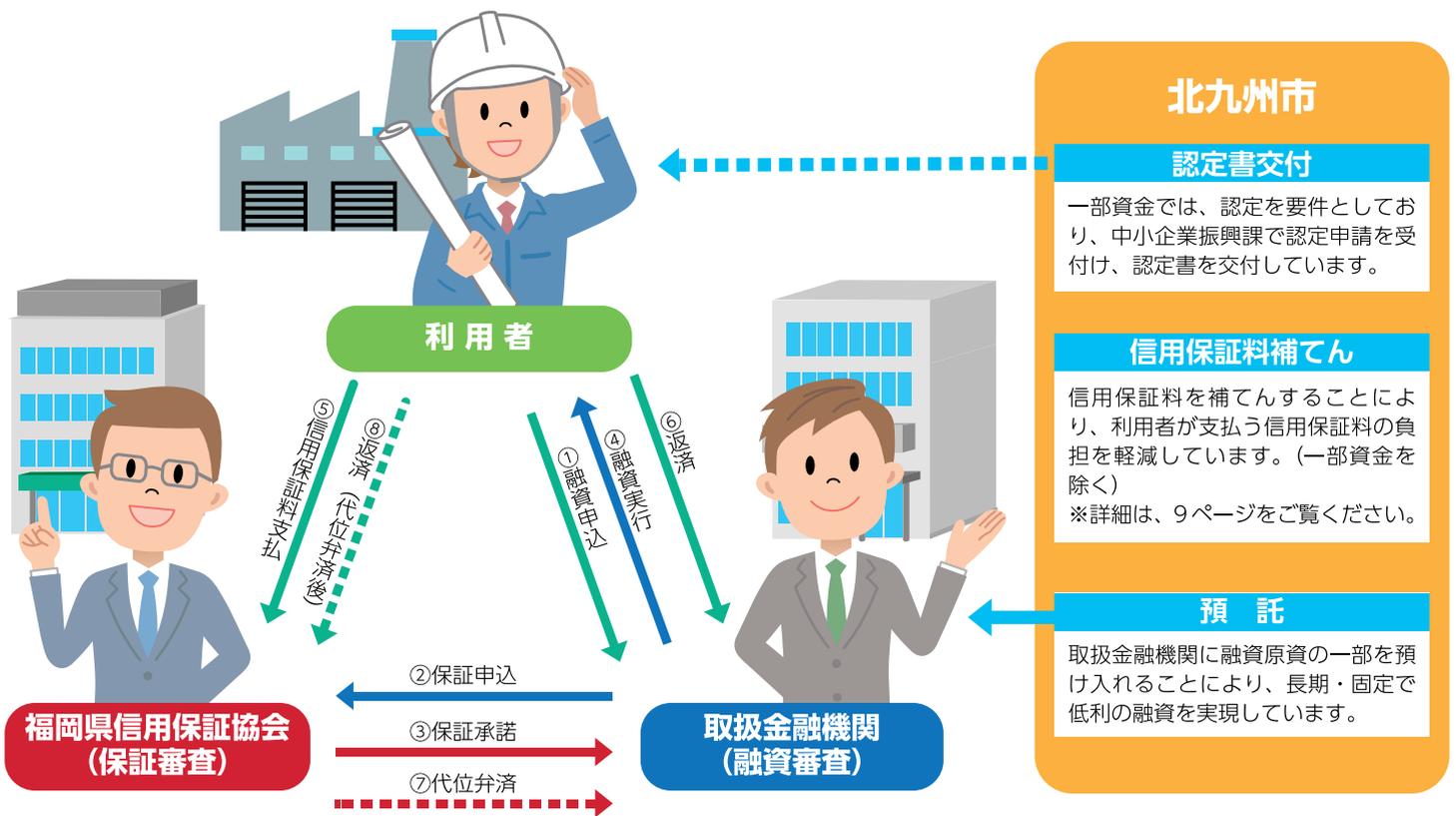
この融資制度を利用して、取扱金融機関から融資を受ける際、福岡県信用保証協会が金融上の「公的な保証人」になることで、融資の可能性を広げることができます。

また、北九州市は、取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の融資を実現するとともに、福岡県信用保証協会にお支払いいただく「信用保証料」の一部を補てん（一部資金を除く）することで、借入時の中小企業の負担を軽減しています。

※「信用保証料」の詳細については、9ページをご覧ください。



## 北九州市中小企業融資制度のしくみ



- ① 融資の申込先は、取扱金融機関等です。申込に際し、事前に市の認定が必要な資金があります。
- ② 取扱金融機関が融資審査を行った後、福岡県信用保証協会に申込書類を送付します。
- ③ 福岡県信用保証協会が保証審査を行い、保証の可否を決定します。
- ④⑤ 保証承諾が得られた場合に、取扱金融機関は利用者に融資を実行します。この際、利用者は福岡県信用保証協会に信用保証料をお支払いいただけます。
- ⑥ 融資実行後、利用者は、融資条件に従って取扱金融機関にご返済いただけます。
- ⑦⑧ 万が一、何らかの事情で借入金を返済できなくなった場合、福岡県信用保証協会が利用者に代わって、借入金を返済します（これを「代位返済」といいます）。代位返済後、利用者は福岡県信用保証協会にご返済いただけます。

# ご利用いただける方

原則として、次に掲げる要件を満たしている方がご利用いただけます。

なお、各資金に個別要件が定められている場合は、当該要件を満たすことも必要です。



## 《共通要件》

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 北九州市内に事務所又は事業所を有していること。
- (3) 現に事業を営んでいること。(開業支援資金及びまち・ひと・しごと創生総合戦略資金の利用者は、新たに事業を開始する方を含む。経営力強化サポート資金及び新事業開拓支援資金の利用者は、別途継続要件有り。)
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 福岡県信用保証協会の信用保証の**対象業種**であること。
- (6) 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- (7) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を現に受けていないこと。
- (8) 福岡県信用保証協会の保証付借入に対し、現に延滞し、又は当該借入の保証人でないこと。
- (9) 福岡県信用保証協会の代位弁済先で、同協会に求償債務が残っていないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと。
- (11) その他保証協会の保証要件を満たすこと。
- (12) その他融資の申込要件に該当すること。

## 金融機関等申込必要書類

- (1) 借入申込書 (信用保証協会全国統一申込書式)
- (2) 市税の納税証明書 (中小企業融資用で「市税に滞納がない」ことの証明が必要)<sup>注</sup>
- (3) 法人の場合 直近2期分の決算書 (決算後6か月を経過している場合は最近の試算表を含む)  
個人の場合 直近2期分の確定申告書全ページの写し  
※法人で決算期末到来、個人で確定申告期末到来の場合は、月別営業実績表
- (4) 履歴事項全部証明書 (法人)
- (5) 許認可の写し (許認可業種を営んでいる場合)
- (6) 設備のカタログ、図面及び見積書 (設備資金の場合)
- (7) 認定書 (認定書が必要な資金を申し込む場合)
- (8) その他必要書類 (①～⑦の他に、申込資金の種類や取扱金融機関等の審査で書類が必要となる場合があります)

注 申請書記入時に、【提出先】欄の「県信用保証協会」と「中小企業融資」に☑するとともに、  
【納税に関する証明】欄の「法人市民税」又は「個人市・県民税」と「市税に滞納がないことの証明」に☑してください。

※福岡県信用保証協会を初めて利用する方など、印鑑登録証明書の提出を求められることがあります。

※市税の納税証明書 (中小企業融資用) は、各区役所・出張所のみで取得できます。

その他の場所 (コンビニ等) では取得できませんのでご注意下さい。

## 申込受付機関 (融資のご相談・お申込み)

### ○取扱金融機関

次の金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店

- 銀 行：みずほ／福岡／西日本シティ／北九州／筑邦／佐賀／十八親和／大分／福岡中央／西京／豊和
- 信用金庫：福岡ひびき／遠賀
- 政府系金融機関：商工組合中央金庫 ※「高度化・準高度化資金」は商工組合中央金庫のみの取扱いとなります。

### ○北九州商工会議所本所、サービスセンター (一部の資金を除く)

※詳細については、10ページ右下をご覧ください。

# 福岡県信用保証協会とは

福岡県信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となって中小企業を支援することにより、地域経済の振興と発展に寄与することを目的とした「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

## 信用保証料率について

福岡県信用保証協会の保証を受けるには、保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。保証料率は企業の経営状況及び責任共有制度の対象か否かにより、次のとおり設定されます。

### ●通常の信用保証料率

・責任共有制度対象 年0.45～1.90% ・責任共有制度対象外 年0.50%～2.20%

### ●北九州市が保証料補てんを行っている場合の信用保証料率

北九州市が保証料の一部を補てんすることで、通常より割安な保証料率を設定しています。なお、企業の経営状況に応じて料率は異なります。(詳細は、「北九州市中小企業融資制度 一覧表」を参照)

※担保提供がある場合など、保証料率が割引される場合があります。

### ◆責任共有制度とは、借入額に対する信用リスクの2割相当分を、金融機関が負担することをいいます。

【責任共有制度の対象外となるもの】

① 小規模企業者支援資金 ② 景気対応資金 (セーフティネット保証1～4号、6号又は、危機関連保証) ③ 開業支援資金 (創業関連保証・スタートアップ創出促進保証)

※その他、特別小口保険を利用する場合など

### ◆保証料・保証料率の詳細については、福岡県信用保証協会へお問い合わせください。

## 信用保証料の補てんについて

北九州市では、福岡県信用保証協会へ支払う保証料の一部を補てんすることにより、利用者の負担を軽減しています。利用者の手続きは不要です。



### お問い合わせ

#### ■福岡県信用保証協会北九州支所

北九州市小倉北区古船場町1-35

北九州市立商工貿易会館4F

TEL: 093-551-2634

FAX: 093-522-4754

●営業時間: 9時00分～17時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

●ホームページ: <https://www.fukuoka-cgk.or.jp/>



経営者保証※は信用補完として資金調達の円滑化に寄与する一方で、スタートアップや、思い切った事業展開の躊躇、円滑な事業承継、早期の事業再生等を阻害するといった課題があります。

今般、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図るため、国が「事業者選択型経営者保証非提供制度」を制定したことから、本市融資制度においても経営者保証免除を選択できるよう改正しました。

※経営者保証：法人が融資の返済をできなくなった場合に、経営者個人（多くは社長）が肩代わりして返済する仕組み。

## 改正点

### 1 保証料上乘せにより、経営者保証の免除を選択可能に

北九州市中小企業融資制度を利用する際、以下の(1)～(3)の要件を満たす場合に、保証料を上乘せ\*することにより経営者保証の免除が可能となりました。

- (1) 法人から代表者への貸付等がないこと
- (2) 財務書類を金融機関に提出していること
- (3) 次のいずれかを満たすこと

ア 直近決算期において債務超過でない

イ 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない

※上乘せ保証料率は次のとおりです

- 上記ア及びイの両方を満たす場合 : **+0.25%**
- 上記ア又はイのいずれかを満たす場合 : **+0.45%**
- 上記ア及びイのいずれも満たさない場合 : **対象外**

### 2 取扱いを終了する資金

- 成長加速化協調資金

## <参考：経営者保証ガイドラインによる保証人免除>

下記の「経営者保証ガイドライン」の要件を充足することにより、上記制度の保証料上乘せを行うことなく、経営者保証の免除が可能な場合もあります。

### 【経営者保証ガイドラインの要件】

- ①法人・個人の資産分離：資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている
- ②財務基盤の強化：財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である
- ③経営の透明性確保：金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている

詳しくは、中小企業庁ホームページ

(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/#guideline>)

または取引金融機関にお尋ねください。



# 新型コロナウイルス感染症や原油高・資材高等に係る 北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症や原油高・資材高等の影響を受けている市内中小企業向けの資金繰り支援の一つとして、北九州市では、中小企業融資制度「景気対応資金」を設けています。

## < 景気対応資金 >

制度名	景気対応資金（一般枠）	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	過去と比較して、売上 又は利益率が3%以上減少	過去と比較して、売上が 20%以上減少	指定業種を営み、過去と比較 して、売上が5%以上減少
限度額	1億円		
期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)		
金利	1.40%	1.20%	1.30%
保証料率	0.36～1.38% <sup>※</sup>	<b>0%</b> （市が全額負担）	0.6% <sup>※</sup>
保証人	必要に応じて法人は代表者、個人事業主は不要		
返済方法	一括償還又は分割償還		
申込先	○取扱金融機関14行 ※事前に、北九州市中小企業振興課で対象者の認定を受ける必要があります。		
北九州市 ホームページ			

※景気対応資金（一般枠）及びセーフティネット保証5号に係る市の保証料補填は、令和5年度で終了しました。

### <セーフティネット保証について>

- ・セーフティネット保証4号は、中小企業庁による3カ月毎の見直しにより、指定期間が終了することもあります。
- ・セーフティネット保証5号は、中小企業庁が3カ月毎に指定業種の見直しを行います。

## 景気対応資金の認定申請窓口（事前予約制）

### ○認定申請窓口<事前予約制>

北九州市産業経済局中小企業振興課

場 所 : 戸畑区中原新町2番1号北九州テクノセンタービル1階

相談時間 : 平日10:00～12:00 / 13:00～16:00（最終受付:15:30）

（土・日・祝日・年末年始を除く）

予約受付TEL:093-873-1433

窓口申請のほか、インターネットでも申請を受け付けております（セーフティネット保証5号を除く）。  
詳細は、北九州市ホームページをご確認ください。

# セーフティネット保証 (中小企業信用保険法第2条第5項、6項)

経営状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村での認定が必要です（ご利用にあたっては、本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）等の市町村にて認定手続きを行ってください）。

- <5項> 1号：国の指定する大型倒産      2号：事業活動の制限      3号：突発的災害（事故等）  
 4号：突発的災害（自然災害等）      5号：国の指定する不況業種      6号：取引金融機関の破綻  
 7号：金融取引の調整      8号：金融機関の貸付債権譲渡
- <6項> 危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

セーフティネット保証の中で利用の多い第5項第5号（イ）等についての主な認定要件と必要書類等は以下のとおりです。認定要件や必要書類の詳細については、下記ホームページでご確認いただくか、認定窓口にお問い合わせください。（必要書類は変更することもありますので、最新の情報をホームページ等でご確認ください。）

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	以下①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者  ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ②指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年等同月に比べ20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年等同期に比べ20%以上減少することが見込まれること	以下①②③のいずれかを満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者  ①指定業種だけを営んでおり、最近3か月の売上高等が前年等同期に比べ5%以上減少していること ②売りに占める割合が最も高い業種が指定業種であり、最近3か月のこの業種の売上高等と、企業全体の売上高等が、前年等同期に比べ5%以上減少していること ③指定業種を一つ以上営んでおり、指定業種の最近3か月の売上高等の前年等同期からの減少額等が、前年等同期の企業全体の売上高等の5%以上であり、さらに、企業全体の最近3か月の売上高等が前年等同期に比べ5%以上減少していること
主な必要書類等	①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近1か月分と前年等同期分の合計2か月分+最近1か月後の2か月（見込）と前年等同期分の合計2か月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書	①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写し、許認可が必要な業種の場合はすべての許認可証の写しなど ④営んでいる事業のわかる資料（例：パンフレット・ホームページ・請求書等） ⑤試算表・売上元帳など（最近3か月分と前年の同期分の合計6か月分。または最近1か月分と前年等同期分の2か月分+最近1か月後の2か月（見込）と前年等同期分の2か月分） ⑥反社会的勢力でないことの表明・確約書
	※ 金融機関の方が代理申請される場合は、委任状（任意様式）が必要となります。	

## お問い合わせ

### ■ 融資制度全般に関するおたずね

北九州市産業経済局中小企業振興課  
 北九州市戸畑区中原新町2-1  
 北九州テクノセンタービル1階  
 TEL：093-873-1433  
 FAX：093-873-1434



● 営業時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

● ホームページ：[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00025.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00025.html)

# 開業支援資金のご案内

北九州市では、開業時や開業後5年未満の方の事業展開について、事業立上げから事業拡大期までの資金繰りを応援するため、開業支援資金をご用意しています。

	申込対象者	期間 (据置期間)	金利 (固定)	保証料率
一般枠	(1) 新たに事業を開始しようとする事業を営んでいなかった個人で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方 ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方 イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方 ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方 ※なお、下記の要件に該当する方は、上記ア～ウの適用はありません。 ・事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方 ・特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方 (2) 事業を営んでいなかった個人が、個人又は会社で創業して5年未満の方 (3) 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立する方または分社化した会社で設立して5年未満の方 (4) 法人成企業で個人創業から5年未満の方	10年以内 (1年または2年以内)	1.20%	0%
特別枠 (女性・若者・シニア・転入・雇用創出)	(1) 事業を営んでいなかった女性、申込時点で35歳未満又は55歳以上の男性及び市外からの転入者で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方 ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方 イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方 ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方 ※なお、下記の要件に該当する方は、上記ア～ウの適用はありません。 ・事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方 ・特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方 (2) 事業を営んでいなかった個人で、雇用の創出を伴う事業を開始する方 (3) 個人又は会社で創業して5年未満の方のうち、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方 (4) 法人成企業で個人創業から5年未満の方のうち、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方		1.10% (最低水準)	

※金融機関、信用保証協会の金融上の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合があります。

## POINT

### 1 信用保証料がゼロ！

基準保証料率0.95%を、北九州市と福岡県信用保証協会が協調して全額負担することで、信用保証料の本人負担をゼロとしています。(※開業支援資金を初めて利用する方に限ります)

ただし、所定の要件を満たさず法人で、代表者を保証人としない場合は0.2%の信用保証料が本人負担となります。

### 2 金利1.10%又は1.20%！

市融資制度の中でも最低水準の金利となっています。

### 3 充実した相談体制！

融資申込に当たり必要な開業計画書の作成方法等をはじめ、開業に関する様々な助言を専門家から受けることができます。

## 開業に関する相談窓口

次の機関では、開業に関する相談を無料で受け付けています。

### ○ (公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター

北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F

(TEL: 093-873-1430)

### ○ 北九州商工会議所

門司サービスセンター 門司区港町7-8 JP門司港ビル2F

(TEL: 093-321-2381)

小倉サービスセンター 小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F

(TEL: 093-511-2307)

若松サービスセンター 若松区本町2-17-1 ベイサイドプラザ若松アネックス1F

(TEL: 093-761-2021)

八幡サービスセンター 八幡西区八千代町13-5 八千代ヒルズ1F

(TEL: 093-642-5381)

戸畑サービスセンター 戸畑区中本町8-14 FARO戸畑駅前マンション3F 304

(TEL: 093-871-2721)

本所 (中小企業振興課) 小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1・2F

(TEL: 093-541-0181)

# まち・ひと・しごと創生総合戦略資金のご案内

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に寄与する事業のうち、北九州市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた市内中小企業の方を対象に、事業展開に必要な資金をご用意しています。

資金使途	申込対象者	期間（据置期間）	金利（固定）	保証料率
運転・設備	北九州市内で新たに中小企業者として事業を開始する方や、市内に事務所又は事業所を有す中小企業者及び組合で、市税を滞納していないもののうち、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた方	運転10年以内 設備15年以内 (24月以内)	1.10% (最低水準) (10年以内) 1.30% (10年超)	0.45% ～ 1.51%

※融資の申込みには、まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の認定申請が別途必要です。  
※金融機関、信用保証協会の金融上の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合があります。

## 1 金利1.10%又は1.30%！

市融資制度の中でも最低水準の金利となっています。

## 2 融資申込対象者として、何度でも認定可能！

融資対象事業に市から認定等をされた場合、まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の融資対象者として、原則何度でも認定を受けることができ、繰り返し本資金の申込ができます。(本資金の存続期間に限る)  
※一部、認定申請期間が限定される事業があります

POINT

## 主な融資対象事業

### <本市の事業>

事業所管局・課（連絡先）		市が指定する事業	事業所管局・課（連絡先）		市が指定する事業
局	課		局	課	
総務市民局	女性の輝く社会推進室 (TEL: 582-2209)	北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰	産業経済局	中小企業振興課 (TEL: 873-1433)	北九州発！新商品創出事業
	地域振興課 (TEL: 582-2111)	北九州市自治会活動応援事業者表彰			大規模展示会等出展支援助成金
政策局	企画課 (TEL: 582-2302)	北九州SDGs登録制度			中小企業人材確保支援助成金
	環境局	環境イノベーション支援課 (TEL: 582-2630)			環境未来技術開発助成事業 [北九州市環境にやさしい事業所] 感謝状授与と制度
環境国際戦略課 (TEL: 662-4020)		サステナブル環境ビジネス展開事業助成金			事業承継・M&A促進化助成金
産業廃棄物対策課 (TEL: 582-2177)		北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度 サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業			中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置 (先端設備導入計画)
再生可能エネルギー導入推進課 (TEL: 582-2238)		北九州市脱炭素電力認定制度 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業			北九州市企業の生産性改革金融支援制度
産業経済局	国際ビジネス戦略課 (TEL: 551-3605)	北九州市中小企業海外展開支援助成金			企業立地促進補助金
	スタートアップ推進課 (TEL: 551-3605)	企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業			オフィス立地促進補助金
		グローバルアクセラレーションプログラム実行委員会			企業立地促進資金融資
		北九州テレワークセンター管理運営事業 (一般オフィス、スモールオフィスへの入居)	実用化研究開発事業		
	商業・サービス産業政策課 (TEL: 582-2050)	商店街空き店舗活用事業	技術移転事業（北九州TLO運営支援事業）		
		中小企業団体共同施設等設置補助	特許流通支援事業 (北九州知的財産支援センター運営事業)		
中小企業振興課 (TEL: 873-1433)	中小企業技術開発振興助成金	産業用ロボット導入推進補助金 (導入前検証 (FS) 補助金・導入支援補助金)			
	オンリーワン企業創出事業	DX推進補助金			
			北九州DX大賞		
			GX推進補助金		
			都市戦略局 住まい支援室 (TEL: 582-2288)		
			住むなら北九州 定住・移住推進事業 (社宅建設応援メニュー)		

### <国・県の事業> 国・県及びこれらの所管団体の委託事業、補助事業や表彰・認定等の事業・制度。

- 国・県の認定または承認（新連携、地域資源、農商工連携、経営革新、生産性向上等）  
例）・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ・事業再構築補助金 ・小規模事業者持続化補助金 等  
○その他これらに類する事業

※組織改正により、担当窓口の組織名が変更されている場合があります。  
※上記の他、国・県の補助事業などが融資対象となるものもあります。詳細は、中小企業振興課にお問い合わせください。  
国の認定、県の承認（例：事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金等）

- 各事業に関するお問い合わせ：北九州市又は国・県の各事業所管課
- 認定申請窓口：北九州市産業経済局中小企業振興課

# 北九州市中小企業融資制度 一覧表

主な融資条件を記載しています。なお、融資条件は経済情勢等により変わることもあります。  
(令和6年4月1日現在)

区分	資金名	資金用途	融資対象者(注1)	融資条件						その他留意事項	
				限度額	期間(据置期間)	金利	保証料率(注2)	責任共有制度	保証人(注5)		担保(注5)
一般事業資金	(1) 小規模企業者支援資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者(NPO法人を除く) ② 常時使用する従業員が20人(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社及び個人事業者等 ③ 本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること	2,000万円	10年以内(1年以内)	1.30%	0.35～1.54%	対象外	必要に応じて(個人事業主は不要)	原則不要	
	(2) 小口事業資金	運転設備	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	2,000万円		1.40%	0.45～1.56%	原則対象			
	(3) 長期事業資金	運転設備	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	1億2,000万円	5年以内1.50% 5年超1.70%	0.45～1.66%	必要に応じて				
	(4) 短期運転資金	運転	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	3,000万円	1年以内	1.30%					
緊急対策・経営安定対策	(5) 災害復旧資金	一般枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 火災、風水害等により損害を受け(被災後2年以内)、事業活動に支障を来していること	5,000万円(特認)1億円	10年以内(2年以内)	1.20%	0.36～1.38%	原則対象	必要に応じて(個人事業主は不要)	必要に応じて	*融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。  *取扱金融機関自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。
		特別枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 自然災害等の突発的災害の影響を受けたと市長の認定を受けた方 イ [激甚災害][局地激甚災害]の指定災害又は災害救助法の適用を受けた災害による被災地域に事業所を有し、直接被害を受けた方 ウ イの災害に関連して被害を受けたと市長が認める方			1.00%	0%				
	(6) 連鎖倒産防止資金	運転	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 大型倒産の影響を受けた方 イ 他企業の倒産により経営に重大な影響を受けた方	4,000万円	1.40%	0.36～1.38%	原則対象				
	(7) 景気対応資金(注3)	一般枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 売上の減少等、経営の安定に支障が生じていること ③ 景気対応資金対象者認定(一般枠)を受けた方	1億円	1.40%	0.36～1.38%	原則対象	必要に応じて(個人事業主は不要)	必要に応じて		
		セーフティネット保証5号、7～8号	①・②(一般枠と共通) ③ 経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の第5号(全般的不況業種)、第7号又は第8号の認定を受けた方		1.30%	0.60%				対象外	
		セーフティネット保証1～4号、6号	①・②(一般枠と共通) ③ 経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の第1号～第4号(突発的災害)又は第6号の認定を受けた方		1.20%	0.70%(注3)					
危機関連保証	①・②(一般枠と共通) ③ 危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定を受けた方	8,000万円	0.90%	0.70%							
(8) 経営力強化サポート資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して6か月以上同一事業を営む中小企業者等 ② 認定支援機関の指導・助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行う方	2億円	15年以内(5年以内)	1.30%	0%	原則対象(保証割合100%の既往借入金借り換える場合は対象外)				
企業の成長支援	(9) 開業支援資金	一般枠	下記のいずれかに該当する方(NPO法人を除く) ア 新たに事業を開始しようとする個人 イ 個人又は会社で創業して5年未満の方 ウ 現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方、又は分社化した会社で設立して5年未満の方 エ 法人成企業で個人創業から5年未満の方	3,500万円	10年以内(2年以内)(経営者保証適用時は1年以内)	1.20%	初回利用時0%(経営者保証免除適用時は0.2%)(注4)	原則対象外	必要に応じて(個人事業主は不要)	原則不要	
		特別枠 〔女性/若者/シニア/〕 〔転入/雇用創出〕	オ 新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者 カ 新たに雇用の創出を伴う事業を開始する方 キ 創業5年未満の個人・会社で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・市内での雇用創出者 ク 個人創業から5年未満の法人成企業で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・市内での雇用創出者			1.10%					
	(10) 事業承継資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 3年以内に事業承継を予定している方 イ 事業承継日から3年以内の方 ウ その他要綱に定める方	2億円	運転10年以内(1年以内) 設備10年又は15年以内(1年以内)	1.30%以内	0～0.75%	徴しない(一定の財務要件あり)			
	(11) 新事業開拓支援資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 新たな分野への進出(運転・設備)し、事業を行う方 イ 事業の拡大(設備の新設又は更新)を行う方	1億円	運転10年以内(1年以内) 設備10年又は15年以内(2年以内)	1.40%	0.45～1.56%	必要に応じて(個人事業主は不要)	必要に応じて	*融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。	
	(12) まち・ひと・しごと創生総合戦略資金	運転設備	① 市内で新たに中小企業者として事業を開始する方、又は市内に事務所若しくは事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等に事業を営む中小企業者等 ② 新たな成長分野の事業又は地域の課題の解決のための事業を積極的に行う者であると市長が認められた方 ※本資金の対象となる指定事業については、P.8をご確認ください。	1億円	運転10年以内 設備15年以内(2年以内)	10年以内1.10% 10年超1.30%	0.45～1.51%			*融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。	
(13) 高度化・準高度化資金	高度化資金	設備	国の定める計画基準により指定を受けた高度化事業を行う中小企業者(NPO法人を除く)	対象事業費から国・県の交付額を控除した額の2/3	20年以内(3年以内)	10年以内1.30% 10年超1.50%	0.45～1.90%	必要に応じて理事全員の連帯保証	必要に応じて	*融資申込前に、北九州市中小企業振興課にて対象者認定の取得要。 *取扱は商工中金のみ。	
	準高度化資金	設備	国の高度化事業の指定を受けていない高度化事業を行う中小企業者(NPO法人を除く)	対象事業費の80%以内(1.5億円)	15年以内(2年以内)						

(注1) 全ての資金に共通する融資要件については、P.2をご確認ください。  
(注2) 北九州市では保証料の一部を補てんしており、上記は市の補てん後の料率です。個々の経営状況等に応じた保証料率が適用されます。  
(注3) セーフティネット保証は、経済産業大臣による特例措置の発動期間のみ利用可能です。  
なお、セーフティネット保証4号については、現在市が全額負担しています。(年度途中で受付を終了する場合があります)  
(注4) 「開業支援資金」の利用2回目以降の保証料は、責任共有制度の対象の有無に応じて異なります。(対象外:0.75%、対象:0.36～1.38%)  
(注5) 法人代表者は、必要に応じて経営者保証を求められることがありますが、全資金について保証料率を上乗せ(0.25%又は0.45%)することにより、経営者保証を付けないことが選択可能です。保証人及び担保に関する詳細については、取扱金融機関等にお問い合わせください。

【申込先】 取扱金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店(取扱金融機関は、P.2をご確認ください。)  
北九州商工会議所の本所・サービスセンター((1)～(4)、(9)～(10)の融資制度に限ります。)

【融資制度】 詳細は、北九州市のホームページをご確認ください。  
不明な点は中小企業振興課 ☎093-873-1433)にお尋ねください。  
URL: <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700176.html>  
(右のQRコードからご覧いただくことが可能です。)



# 中小企業のベストパートナー

県内中小企業の5割以上が信用保証を利用しています!!

## 信用保証協会とは

**公的な保証人**

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借入する際に「公的な保証人」となり、皆さまの資金調達をサポートします。

**ニーズに応じた資金調達が可能**

創業資金や事業拡大資金、経営安定のための資金など、多様な資金ニーズにお応えします。

**経営支援の取り組み**

中小企業の経営課題に応じた各種支援を専門家と一緒にまとめて取り組んでいます。

※審査の結果、ご希望にそえない場合がございます。

お客様相談フリーダイヤル ☎ 0120-112-249  
 [お問合わせ先] ■北九州支所:093-551-2634

福岡県信用保証協会  

<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

FFG ふくおかフィナンシャルグループ

あなたのいちばんに。



ブランドキャラクター「ユーモ」

**福岡銀行**

<https://www.fukuokabank.co.jp>

©GROOVISIONS

社会の未来のために、  
私たちができることを。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  西日本シティ銀行



# 北九州銀行

この世界で。  
この街で。  
このじぶん。

# YMfg

ご相談はお近くの窓口に

<https://www.kitakyushubank.co.jp>



# 福岡ひびき信用金庫



携帯・スマートフォンの方はQRコードを！  
情報満載。ホームページをご覧ください。

ひびしん

<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>

☎ 0120-114-156  
くわしくはお近くのひびしん®各店へ!

FFG ふくおかフィナンシャルグループ

あなたのいちばんに。



ブランドキャラクター「ユーモ」

**福岡中央銀行**

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp>

このまちで、あなたと…  
地域の活力を未来へつなぐ銀行



このまちで、あなたと

**佐賀銀行**

北九州統括店  
小倉支店・八幡支店

<https://www.sagabank.co.jp> TEL 093-531-3381

FFG ふくおかフィナンシャルグループ

地域のみなさまの  
さまざまなニーズにお応えします

あなたのいちばんに。



**十八親和銀行**

小倉支店・北九州支店・下関支店 ユーモ

TEL 093-521-1481

<https://www.18shinwabank.co.jp>

あなたとこれからも



**遠賀信用金庫**

折尾支店 TEL093-603-2125  
医大前支店 TEL093-693-0401

人、まち、地域を  
「動かす人」がいる銀行へ



# 筑邦銀行

北九州支店  
TEL 093-531-3631  
黒崎支店  
TEL 093-621-0631

<https://www.chikugin.co.jp/>



筑邦銀行  
キャラクターチカッパ

# 地域の未来を 中小企業とともに。

お客さまとともに、地域活性化に  
全国で取り組んでいます。



# 商工中金

北九州支店 093(533)9567  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号  
AIMビル4階

※広告主と北九州市とは直接関係ありません。

中小企業融資制度のご相談・お申込みは、  
各取扱金融機関等まで

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。